

公共債及び証券投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約の説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です)

この書面をよくお読みください。

- 当行では、お客様から公共債及び投資信託の売買等に必要な有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 当該有価証券の預託、記帳及び振替については料金を頂戴しません。
(当該有価証券の購入又は換金の場合に手数料等を頂戴する場合があります。その節は当行担当者によくご確認ください。)

この契約は、クーリング・オフの対象になりません。

- この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

お預かりした公共債及び投資信託は預金ではなく、預金保険機構の保護対象ではありません。また、投資者保護基金の対象外になります。

お預かりした当該有価証券につきましては、法令に従い当行の固有財産とは分別して保管いたします。ただし、当行が債務不履行等の事態になった場合には、当該有価証券に関しお客様に損失が生じるおそれがあります。

租税に関する事項

本契約につきましては、お客様にご負担いただく租税等はございません。

公共債及び証券投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当行では、お客様から当該有価証券の売買等に必要な有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

なお、公共債及び証券投資信託は預金ではなく、預金保険機構の保護対象ではありません。また、投資者保護基金の対象外になります。

当行が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

公共債の引受、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、金融商品仲介業務、店頭デリバティブ取引等

この契約の終了事由

当行の「保護預り規定兼振替決済口座管理規定及び一般債振替決済口座管理規定」及び「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に掲げる事由に該当した場合（主なものは次の通りです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当行の概要

商号	等	株式会社 福岡銀行 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号
本店所在地		〒810-8727 福岡市中央区天神2-13-1
加入協会		日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
認定投資者保護団体		当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません
紛争解決機関		特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター、一般社団法人 全国銀行協会
資本金		823億円 (2018年3月31日現在)
主な事業		銀行業、登録金融機関業務
設立年月		昭和20年3月
連絡		お取引のある本支店またはテレホンサービスセンター 0120-788-321までお問い合わせください。 (受付時間 9:00~17:30 但し、銀行休業日は除きます。) なお、当行本支店の電話番号等はホームページ (http://www.fukuokabank.co.jp) でご確認ください。

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」、または当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関である「一般社団法人全国銀行協会」を利用することができます。

- 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
住所: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
電話番号: 0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当行の関連法人ではありません。)
受付時間: 月曜日~金曜日 9:00~17:00 (祝日を除く)
- 全国銀行協会 (全国銀行協会相談室)
住所: 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル19階
電話番号: 0570-017109 または 03-5252-3772
受付時間: 月曜日~金曜日 9:00~17:00 (祝日および銀行休業日を除く)